

京都府休業要請対象事業者支援給付金について 京都府・給付金

京都府では、遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請及び社会生活を維持する上で必要となる飲食店について午前5時から午後8時までの営業とするよう要請されました。

こうした施設の使用制限(休業)等の要請にご協力された府内中小企業・個人事業主に対して「京都府休業要請対象事業者支援給付金」を支給されます。

対象者

次の全ての要件を満たす方

1. 京都府内に事業所を有する中小企業・団体(右欄別表参照)及び個人事業主
2. 緊急事態措置を実施する以前(4月17日(金)以前)に開業し対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、当該施設を運営している者
3. 緊急事態措置の全ての期間(4月18日(土)～5月6日(水))の内、遅くとも4月25日(土)午前0時から5月6日(水)まで連続して、京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者
4. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者また、上記の暴力団員等が経営に事実上参画していない者

給付額

中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

京都府内の複数の施設で休止等の対応をされた場合でも支給額は同じです。

申請期間

令和2年5月7日(木)～6月15日(月)まで(予定)

必要書類

- ① 京都府休業要請対象事業者支援給付金申請書(様式1)
- ② 支払口座振替依頼書(様式2)
 - 口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏等)
- ③ 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることが確認できる書類
 - ※次の(1)～(3)の全ての書類が必要となります。
 - (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(写し)
 - ・直近の確定申告書(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)
 - ・直近の月末締め帳簿など営業実態が分かる資料
 - ・施設外観(社名や店舗入り)及び内観の写真、パンフレット等
 - (2) 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることがわかる書類(写し)
 - ・(例)飲食店営業許可証、風俗営業許可証等
 - (3) 本人確認書類(写し)
 - ・法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ)
 - ・個人：運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ)
- ④ 休業等の状況が確認できる書類(写し)
 - ・(例)休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM等
- ⑤ 契約書(様式3)

問い合わせ

京都府緊急事態措置コールセンター(TEL075-414-5907)

詳細は決定次第、京都府のWebページ(<https://www.pref.kyoto.jp/>)で公表されます。

【別表範囲】

1. 中小企業

(1) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社(次の業種ごとの要件のいずれかを満たす者)

業種	要件
小売業 (飲食店含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ・常時使用する従業員の数が100人以下
その他の業種	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下 ・常時使用する従業員の数が300人以下

(2) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合

2. 団体

業種	要件
医療/学校/宗教/社会福祉/農事組合/NPO法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員の数が100人以下



所報 **www.ujicci.or.jp**
Chamber of Commerce & Industry

Webページには

- ☆ 2020年版中小企業白書・小規模企業白書が公表
- ☆ 宇治橋通り商店街 崖っぷち弁当発売(16店舗)
- ☆ 7月1日からレジ袋有料化がスタートします
- ☆ 新型コロナウイルス感染症関連の支援…経済産業省

2020 **5** Monthly Contents

宇治商工会議所

〒611-0021 京都府宇治市宇治詰45-13
TEL0774-23-3101 FAX0774-24-6930

『宇治市事業者おうえん給付金』創設

宇治市・給付金

宇治市では、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援制度として、飲食・小売・卸売業の重点3業種及び認定農業者に「宇治市事業者おうえん給付金」を創設されました。また1面記載の京都府休業要請対象事業者支援給付金の対象事業者に対しても上乘せして支給されます。

- 対象者**
1. 飲食業・小売業・卸売業の一部および認定農業者など
※休業・時短営業の有無や売上減少割合は問いません。
 2. 上記以外で休業要請対象事業者支援給付金制度の対象となった事業者
- 給付額** 中小企業・団体：20万円、個人事業主：10万円
- 申請期間** 令和2年5月7日(木)～6月15日(月)まで(予定)
- 申請方法**
- ①宇治市 Web ページから申請書をダウンロード
 - ②申請書に記入後、宇治市役所へ郵送して受付
- 問合わせ** 宇治市産業振興課(TEL39-9621)
平日9:00～17:00 ※5月9日、10日のみ土日も相談可

申請方法など詳細は、宇治 NE XT の Web ページ(<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/>)に公表される予定です。

※認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想を目標に農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

国の「持続化給付金」に関するお知らせ

政府・給付金

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。給付の申請は「持続化給付金」ホームページから行います。Web 申請が難しい方は、全国に支援窓口が設置され、そちらで入力や証拠書類のスクリーンショット等のサポートが行われます。

- 申請期間** 令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)
- 給付額** 法人：200万円、個人：100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

- 給付対象の主な要件**
商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 3. 法人の場合、資本金又は出資総額が10億円未満(資本金や出資の定めがない場合、常用従業員数が2000人以下)である事業者。
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方等には特例有。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

- 必要書類**
- ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え
 - ②売上減少となった月の売上台帳の写し
 - ③通帳写し(振込先口座情報の確認のため)
 - ④身分証明書写し(個人事業者の場合)
※スマホなどの写真画像でもOK(綺麗に撮影してください)

問合わせ 持続化給付金事業コールセンター(TEL0120-115-570)
8:30～19:00(5.6月(毎日)、7月～12月(土曜日除く))

持続化給付金申請手順

- ①持続化給付金ホームページへアクセス
- ②メールアドレスを入力し、[仮登録]
- ③確認メールから[本登録]
- ④ID・パスワードを入力し[マイページ]に基本情報・売上額・口座情報を入力
- ⑤必要書類を添付

↓
【申請手続完了】

持続化給付金事務局で申請内容を確認

↓
通常2週間程度で給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

※申請後、給付金事務局で内容を確認、不備があった場合はメールとマイページへの通知で連絡が入ります。

※持続化給付金を装った詐欺に十分ご注意ください。

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の事業者の対応・業務継続マニュアルについては、京都府の Web ページか、下記のQRコードからご覧ください。



持続化給付金については、中小企業庁で検索か、下記のQRコードからご覧ください。



新型コロナウイルス関連融資支援策 融 資

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化し、厳しい経営環境にある小規模事業者、中小企業を対象とした融資制度をご紹介します。

宇治商工会議所では、さまざまな支援メニューを活用して、新型コロナウイルス感染症の影響で経営に支障をきたしている事業者を支援してまいりますので、ぜひご活用ください。

①京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金 【新規】

対象者 京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利法人で新型コロナウイルス感染症の影響を受けセーフティネット保証4号、5号、または危機関連保証の宇治市長の認定を受けた方

融資限度額 3,000万円(無担保・保証協会の保証が必要)

融資期間 運転・設備資金とも10年以内(必要に応じ据置5年以内可)

利 率 融資利率 年0.9%(固定金利)

保証料率 年0.85%(経営者保証免除対応適用時:1.05%)

個人事業主(売上高▲5%)保証料及び当初3年間の利子補給

小・中規模事業者(売上高▲5%)保証料2分の1

〃 (売上高▲15%)保証料及び当初3年間の利子補給

受付機関 市内民間金融機関

実施期間 令和2年5月1日～12月31日保証受付分

①詳細は、京都府のWebページ(<https://www.pref.kyoto.jp/>)か、下記のQRコードからご覧ください。



②新型コロナウイルス感染症特別貸付 【再掲載】

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較し5%以上減少した方(業歴3ヶ月～1年1ヶ月未満の事業所は別途要件あり)

融資限度額 小規模事業者6,000万円 中小企業3億円(無担保)

融資期間 運転資金15年以内 設備資金20年以内(据置5年以内)

利 率 当初3年間基準金利▲0.9%(小規模事業者1.36%→0.46%、中小企業1.11%→0.21% ※利下げ限度額あり) 4年目以降基準金利

※特別利子補給制度

対象制度 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、商工中金「危機対応融資」

補給対象上限 小規模事業者3,000万円、中小企業1億円

対象者 個人事業者、売上高▲15%以上の法人小規模事業者、売上高▲20%以上の中小企業は、当初3年間利子補給あり(手続き等詳細は未定)

②③詳細は、日本政策金融公庫Webページ(https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)か、下記のQRコードからご覧ください。



③新型コロナウイルス対策マル経融資 【再掲載】

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較し5%以上減少した小規模事業者(商工会議所が経営指導を行い、日本政策金融公庫に推薦する融資制度です。)

融資限度額 別枠1,000万円(無担保・無保証人)

融資期間 運転資金7年(据置3年)以内 設備資金10年(据置4年)以内

利 率 当初3年間基準金利▲0.9%(1.21%→0.31%) 4年目以降基準金利

利子補給 当初3年間、宇治市より全額利子補給あり

※融資制度の基準金利は令和2年5月1日現在のもので、変動する場合があります。

■小規模事業者持続化補助金

対象事業 小規模事業者が経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等による経営の持続化を図る事業

対象経費補助金額 機械購入費、広告宣伝費、展示会出展費 等

[一般型] 上限額 50万円(補助率2/3)

[コロナ特別対応型] 上限額 100万円(補助率2/3)

申込締切

[一般型] 令和2年6月5日(金) 当日消印有効

[コロナ特別対応型] 5月15日(金) 必着

*締切は複数回設定されます。

■IT導入補助金

テレワークに必要なハードウェア(パソコン、タブレット端末等)のレンタル費用や、ITツールの導入費用等の3分の2を最大450万円補助。

申込締切 令和2年5月29日(金) 17:00

*締切は複数回設定されます。

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・導入などを支援。100～1,000万円補助。

宇治市「中小企業経営改善事業緊急支援補助金」 宇治市補助金

宇治市では、新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取り組み等に必要な経費の一部を補助されます。

対象者 宇治市内に主たる事業所を有し新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上が前月または前年同月1ヶ月の売上高と比較して減少している小規模事業者・中小企業、商店街団体(農林水産業者を含む)

対象事業 新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取り組み

補助金額 小規模事業者、商店街団体等 上限20万円(補助率2/3)
中小企業 上限30万円(補助率1/2)

事業実施期間 令和2年2月25日(火)～令和3年2月26日(金)

申請締切 令和2年6月30日(火)

詳細は、宇治商工会議所Webページ(<https://www.ujicci.or.jp/>)の新着情報に掲載いたします。

飲食店テイクアウト情報の発信サービスを支援 飲食店支援

新型コロナウイルス感染症により、外出等の自粛が行われ、飲食店では危機的状況に陥っており、そうした状況を打開するため、新たにテイクアウトやデリバリーを行う店舗が増えています。

産業支援拠点「宇治NEXT」では、株式会社cobit(広野町寺山)が運営する山城地域の情報サイト「ALCO」と連携し、市内飲食店のテイクアウト情報発信を支援、市民に向けて同サイトの存在を広報します。

サイトへの掲載は無料となっていますので、ご関心のある事業者は、別添資料をご覧ください。

テイクアウト店舗の詳細は、山城地域の情報サイト「ALCO」のWebページ(<https://alco-uj.com/td-kyotoyamashiro/#MAP>)をご覧ください。

相談予約制の開始について 相談窓口

宇治商工会議所では、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者の皆様からの経営相談にあたり、当面の間、感染拡大防止および感染リスクの低減を図るため、事前予約制を導入いたします。

経営相談にお越しの際は、お手数ですが、事前に宇治商工会議所(TEL0774-23-3101)へご連絡いただき、時間予約して来所いただきますようご協力よろしくお願いいたします。

【電話対応時間】月曜日～金曜日 9:00～17:30(土・日・祝日除く)

【窓口相談時間】月曜日～金曜日 9:00～16:30(土・日・祝日除く)

【ご来所される皆様へ】

- 1)咳や熱など風邪の症状がある方の来所はご遠慮願います。
- 2)産業会館玄関、商工会議所事務所入口付近に消毒液を設置していますのでご利用ください。
- 3)マスクの着用をお願いします。

夏季軽装を実施します お知らせ

宇治商工会議所では、節電・省エネの観点から、夏季の軽装(クールビズ)を実施します。期間中はノーネクタイ・ノージャケットなどの軽装で勤務しますので何卒ご理解をよろしくお願い致します。

実施期間 5月7日(木)～9月30日(水)

6月開催の以下の検定試験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

- 第48回カラーコーディネーター検定試験(6/7施行)
- 第47回ビジネス実務法務検定試験(6/21施行)
- 第11回ビジネスマネジャー検定試験(6/27施行)

宇治商工会議所のWebページには、新着情報を掲載しております。宇治商工会議所で検索か、下記のQRコードからご覧ください。

